令和7年

第 7 回 定 例 総 会

会 議 録

日時 令和7年7月15日 (火)

午後1時30分から

場所 西郷村文化センター 第一研修室

西郷村農業委員会

(会長あいさつ)

議事日程

第1. 開会

第2. 定足数の確認

第3. 議事録署名人の選出

第4. 提出議案

(1) 議案第46号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について (事案第11号)

(2) 議案第47号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について (事案第12号)

(3) 議案第48号 第33条第1項に該当する農地の公示について

(4) 議案第49号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく意見聴取及び同法第18条第5項に係る貸付相手方に関する要件の確認について

第5. 報 告

第6. 協議事項

(1)協議第5号

農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書について

(2)協議第6号

農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書について

第7. その他

第8. 閉会

委員出欠状況

農業委員

光良 12番 圓谷 委員 (会長) 出席 遠藤 知志 11番 委員 (職務代理者) 出席 岩鍋 1番 鈴木 勝晴 委員 出席 2番 國雄 委員 欠席 3番 髙橋 正人 委員 欠席 4番 平山 金二 委員 出席 彰 5番 小林 委員 出席 6番 菊地 由美子 委員 出席 島田 弘美 小山田 祐一 7番 委員 欠席 8番 委員 欠席 9番 真舩 正広 委員 出席 10番 小針 永子 委員 欠席

農地利用最適化推進委員

1番 大竹 正樹 委員 出席 2番 近藤 武男 委員 出席 緑川 浩美 加藤 3番 委員 出席 4番 武 委員 出席 5番 安治 章一 委員 出席 6番 菊地 愛美 委員 欠席 7番 大森一 委員 出席 8番 德田 幸夫 委員 欠席 藤井 くに子 相川 9番 委員 出席 10番 仁一 委員 出席 嶋名 修一 11番 今井 委員 欠席 恵子 委員 出席 12番 須藤 好行 村上 久紀 13番 委員 出席 14番 委員 出席 喜一 真舩 良二 15番 蛭田 委員 出席 16番 委員 出席

本総会に職務のために出席した者の職位及び氏名

事務局 局長 鈴木 弘嗣

係長 白土 寛典

午後1時30分開会

○事務局局長

皆様こんにちは、皆様おそろいですので、これより農業委員会総会を 執り行います。

初めに、会長より挨拶を申し上げます。

○会長(圓谷)

皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 それでは本日のご審議をよろしくお願いいたします。

1 開会の宣告

○事務局局長

西郷村農業委員会会議規則第6条及び第16条の規定により、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは議事日程に入ります。

2 定足数の確認

○議長(圓谷会長)

ただいま議長という使命をいただきましたので、暫時の間議長を務めます ので、よろしくお願いします。

ただいまから令和7年第7回定例総会を開催いたします。

日程第2、出席委員は12名中 7名で、定足数に達しておりますので 総会は成立しております、欠席委員につきましては、

 2番 岩鍋 國雄 委員 、 3番 髙橋 正人 委員

 7番 島田 弘美 委員 8番 小山田 祐一 委員

 10番 小針 永子 委員

また、推進委員については、

6番 菊地 愛美 委員 8番 德田 幸夫 委員 11番 今井 修一 委員

が所要のため欠席という報告がありましたので、ご連絡いたします。

3 議事録署名人の選出

○議長(圓谷会長) 西郷村農業委員会会議規則第14条第2項に規定する 議事録署名人を指名させていただきます。

1番 鈴木 勝晴 委員 、 4番 平山 金二 委員 に議事録署名人を お願いしたいと思います。

4 議事

○議長(圓谷会長)

それでは議事にうつります。

議案第 46 号 「農地法第 3 条第 1 項による許可申請について」 を議題といたします。事務局よりの説明をお願いします。

○事務局 (別紙議案書により説明)

○議長(圓谷会長)

ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。 地区担当 推進委員12番 嶋名 恵子 委員に結果の報告をお願いします。

○ 推進委員12番 嶋名 恵子

推進委員12番 嶋名 恵子 ですが、議案第 46 号 、農地法第 3 条 第 1 項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。 令和7年6月30日 、 私、遠藤農業委員 、事務局2名の合計4名で調査及び確認をしてきました。調査の結果は 4 ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地の地目は 田、 現況は田となっておりますが、申請人が規模拡大

ということで、今後も継続的に利用が見込まれます。現況は添付の現況写真の とおりとなっておりますのでご確認願います。 以上で調査の結果報告を終わります。

○議長(圓谷会長)

ありがとうございました。ただいま現地調査の結果報告をいただきました。 次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局 6ページをご覧ください。

意見決定の理由、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当とします。

○議長(圓谷会長)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って 挙手を願います。

同行されました 遠藤農業委員 何かありますか。

[「特にないです」]

その他、ご意見等ございますか。ありませんか

[「なし」]

○議長(圓谷会長) よろしいですか。 それでは、採決いたします。 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(圓谷会長)

委員全員賛成 でありますので、議案第 46 号は原案のとおり決定 いたしました。ありがとうございました。

○議長(圓谷会長)

続きまして、

議案第 47 号 「農地法第 3 条第 1 項による許可申請について」 を議題といたします。事務局よりの説明をお願いします。

○事務局 (別紙議案書により説明)

○議長(圓谷会長)

ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。 地区担当 推進委員12番 嶋名 恵子 委員に結果の報告をお願いします。

○ 推進委員12番 嶋名 恵子

推進委員12番 嶋名 恵子 ですが、議案第 47 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。令和7年6月30日 、 私、遠藤農業委員 、事務局2名の合計4名で調査及び確認をしてきました。調査の結果は 10 ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地の地目は 田、 現況は田となっておりますが、申請人が規模拡大

ということで、今後も継続的に利用が見込まれます。現況は添付の現況写真の とおりとなっておりますのでご確認願います。 以上で調査の結果報告を終わります。

○議長(圓谷会長)

ありがとうございました。ただいま現地調査の結果報告をいただきました。 次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局 12 ページをご覧ください。

意見決定の理由、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当とします。

○議長(圓谷会長)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って 挙手を願います。

同行されました 遠藤農業委員 何かありますか。

[「特にないです」]

その他、ご意見等ございますか。ありませんか

[「なし」]

○議長(圓谷会長) よろしいですか。 それでは、採決いたします。 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(圓谷会長)

委員全員賛成 でありますので、議案第 47 号は原案のとおり決定 いたしました。ありがとうございました。

○議長(圓谷会長)

続きまして、

議案第 48 号 「農地法第 3 3 条第 1 項に該当する農地の公示について」 を議題といたします。事務局よりの説明をお願いします。

○事務局 (別紙議案書により説明)

○議長(圓谷会長)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って 挙手を願います。

○農業委員5番

農業委員5番、小林 彰 ですが、15ページによると担い手の借りたいという申し出があって農業業委員会が公示する流れですが、もし担い手からの申し出がなければこの制度は成立しないのでしょうか。

○事務局

ご質問にお答えします。今後は農業員会事務局が担い手を探すことでこの制度を 活用する場合も想定されます。

○農業委員9番

農業委員9番、眞舩 正広 ですが、不明所有者の農地を農地バンクから借りるということだが、土地は国の所有に変わるのか。

○事務局

ご質問にお答えします。この制度により土地の所有者が国に変わることはありません。なお、所有者不明農地であることから現在固定資産は課税保留となっております。

○議長(圓谷会長)

その他、ご意見等ございますか。ありませんか。

[「なし」]

○議長(圓谷会長)

それでは、採決いたします。 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[替成者举手]

○議長(圓谷会長)

委員全員賛成 でありますので、議案第 48 号は原案のとおり決定 いたしました。ありがとうございました。

○議長(圓谷会長)

続きまして、

議案第 49 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく 意見の聴取及び同法第18条第5項に係る貸付相手方に関する要件の確認について を議題といたします。事務局よりの説明をお願いします。

○事務局 (別紙議案書により説明)

○議長(圓谷会長)

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って 挙手を願います。

[「なし」]

○議長(圓谷会長) よろしいですか。それでは、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(圓谷会長)

委員全員賛成 でありますので、議案第 49 号は原案のとおり決定 いたしました。ありがとうございました。

5 報告

○議長(圓谷会長) 次に報告事項に入ります。 報告事項ありますか。

○事務局()ありません。

6 協議事項

○議長(圓谷会長) 次に協議事項に入ります。 協議第 5号、

農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書について 事務局より説明を願います。

○事務局() (別紙議案書により説明)

○議長(圓谷会長)

事務局より協議第5号、協議第6号について一括して説明がありました。 ただいまの説明について発言のある方は挙手を願います。

[「なし」]

○議長(圓谷会長) よろしいですか。 特に発言がないようですので、この案件は以上で終わります。

7 その他

○議長(圓谷会長) 次にその他の事項に入ります。 その他の事項、ありますか。

○事務局 ()

資料28ページをご覧ください。先日、茨城県茨城町の農業委員会から視察研修のお願いについて問い合わせがありました。予定日は令和7年11月10日となっております。事務局で細部調整を行いまして、委員の皆様には再度ご連絡いたします。当日はご協力いただくこともあるかと存じますが何卒よろしくお願い申し上げます。

また、利用状況調査の提出期限は7月18日までとなっておりますので期限までに 提出いただきますようお願いいたします。

○議長(圓谷会長)

ただいまの説明に関連しまして、ご意見のある方はおりますか。ございませんか。

[「なし」]

○議長(圓谷会長)

特にないようですので、その他事項は以上で終わります。

8 閉会の宣告

○議長(圓谷会長)

それでは議長の座を下ろさせていただきます。ありがとうございました。

○会長職務代理者 ()

本日の審議はすべて終了いたしました。

以上を持ちまして、西郷村農業委員会 第7回定例総会 を閉じます。 ありがとうございました。

午後 14 時 10 分 閉会